

社を設立、昭和2年富士電気軌道株式会社(大月・富士吉田間軌道)を吸収合併し軌道業を経営、同4・6同区間の鉄道営業開始とともに軌道を廃止して現在に至る。

2 地方鉄道線

(開業線) 山梨県中央線大月駅に連絡し、大月から河口湖に至る延長26.7kmの単線、動力は電気、軌間は1.067mで旅客、貨物運輸の鉄道である。大月・富士吉田間23.6kmは大正15・6・23免許、昭和4・6・19運輸開始、また富士吉田・河口湖間3.1kmは昭和22・12・1免許、同25・8・24開業した。

(未成線) 河口湖・勝山間2.1kmは動力電気、軌間は1.067mで昭和22・12・1免許、同25・4・11工事施行認可を受け、同年5・17工事に着手した。

3 沿線の観光地 富士山、富士五湖(富士吉田駅、河口湖駅)三ツ峠(三ツ峠駅)。

4 運輸概況

年 度	昭和 28	29	30
旅 客 輸 送 人 員 (千 人)	5,225	5,301	5,348
人 キ ロ (千)	52,159	53,565	52,252
貨 物 輸 送 ト ン 数 (千 t)	116	100	84
ト ン キ ロ (千)	2,403	1,944	1,538
旅 客 収 入 (千 円)	136,159	139,074	138,163
貨 物 収 入 (〃)	21,565	17,507	15,180
運 輸 雑 収 (〃)	440	1,866	572
収 入 合 計 (〃)	158,164	158,447	153,915
営 業 費 (〃)	156,635	150,865	152,795
営 業 利 益 (〃)	1,529	7,582	1,120
営 業 係 数 (%)	99	95	96

(志村幹雄)

ふじたこうぎょう(かたがみてつどう) 藤田興業(片上鉄道)

1 事業者の概要

名称 藤田興業株式会社、本社 東京都中央区西銀座、片上鉄道事務所 岡山県和気郡片上町、資本金64,000万円、おもな事業 地方鉄道、一般乗合旅客自動車運送133km、海運・不動産・鉱山・観光業。鉄道従事員330人、保有車両 蒸気機関車8、ガソリン客車6、客車14、貨車159両。

沿革 大正8・11・27片上鉄道株式会社設立、同12年片上・和気間創業、昭和25・6・20藤田興業株式会社に吸収合併、同社の片上鉄道海運事務所となり、同29・4海運部門を分離し現在鉄道事務所が運営している。

2 地方鉄道線

国鉄山陽本線と和気駅に連絡、片上・柵原間(岡山県)33.8km 単線・動力蒸気・ガソリン、軌間1.067m、旅客・貨物輸送を目的とする。大正3・7・16片上・和気間



8.6km免許、同12・1・1開業、ついで大正11年および昭和4年に延長免許、昭和6・2・1までに全線開業。

3 運輸概況

年 度	昭和 28	29	30
旅 客 輸 送 人 員 (千 人)	1,458	1,619	1,696
人 キ ロ (千)	14,178	15,501	16,342
貨 物 輸 送 ト ン 数 (千 t)	678	696	741
ト ン キ ロ (千)	17,809	18,752	19,588
旅 客 収 入 (千 円)	27,757	29,529	30,734
貨 物 収 入 (〃)	284,575	299,529	318,613
運 輸 雑 収 (〃)	4,928	5,097	5,459
収 入 合 計 (〃)	317,260	334,155	354,806
営 業 費 (〃)	259,316	257,388	246,264
営 業 利 益 (〃)	57,944	76,767	108,542
営 業 係 数 (%)	72	77	60

(原 功)

ふじょうしょうめいしょ 不乗証明書 列車・汽船または自動車が行進不能となった場合で、その事故発生前に購求した乗車券によって旅行する旅客が、不通区間を任意に国鉄線によらないで、徒歩または他の交通機関で旅行し、乗車券の通用期間内に前途の駅から乗継をする場合、係員にその旨申し出たときに、国鉄が不乗の証として交付するものをいう。この場合の不乗証明書は、その不乗区間に対する相当等級の乗車券に「不乗証」と記入したものを使用する。

旅客が不通区間の旅行を終えたのち、乗車券にその証明書を添えて駅にさし出した場合は、不乗区間に対する普通旅客運賃(割引乗車券であるときは割引旅客運賃)の払いもどしをする。ただしこの取扱は、定期乗車券および回数乗車券を所持する旅客には適用されない。(平林喜三造)

ふづいこにもつ 付随小荷物 付随小荷物制度は、明治34・4に創設され、昭和17・3に廃止されるまで40年余にわたって存続された制度であって、欧米の鉄道にみられないわが国独特の制度であった。

1 付随小荷物制度創設の理由および性質

明治5・5の鉄道開設以来、旅客の携帯する物品はすべて手荷物として取扱ってきたが、明治34・4に至り手荷物として取扱う物品は、客観的にみて旅行に必要と認められる物品に限定し、特定の旅客が特定の旅行に必要とするような物品は、手荷物として取扱わないこととした。この改正に先立って明治33・8鉄道運輸規程が制定され、つぎの物品は旅客の請求によって、旅客と同一列車によって運送することが鉄道に義務づけられた。

- (1) 重量によって運賃を計算しない特定の物品
- (2) 行商人および呼売商人の携帯する商品

これにより明治33・4の手荷物制度改正の際に、上記の物品はすべてこれを付随小荷物の名称の下に取扱うこととし、この制度の創設をみたのである。

創設当時の付随小荷物運賃はつぎのとおりであった。

(1) 行商人および呼売商人の携帯する商品(貴重品・獣類を除く)の運賃。

重 量	25 斤 未 満	25 斤 以 上 50 斤 未 満	50 斤 以 上 100 斤 未 満
距 離			
25 マ イ ル 未 満	10 銭	20 銭	30 銭
25 マ イ ル 以 上 50 マ イ ル 未 満	15 銭	30 銭	45 銭

注 最高マイル程または、斤量を超過するものは、小荷物運賃と同額

(2) その他の付随小荷物 小荷物運賃と同額